

## 系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期）説明会の質疑応答について（2018年4月25日）

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。

I期蓄電池プロセスに関連したもののみ掲載しております。

| No. | 御意見・御質問  | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | 説明会資料 P55 の「17 送電系統の暫定的な容量確保について」において、「確保した送電系統の暫定的な容量を取り消す場合があります」とあるが、取り消さない場合もあるのか。               | 意向表明書(様式6)の提出日から6ヶ月を過ぎた時点で確保した送電系統の暫定的な容量を取り消させていただきますが、協議の進捗状況(例えば、6ヶ月経過後1週間程度延長することでの技術協議が完了する可能性が高いと当社が判断した場合等)によっては、送電系統の暫定的な容量を確保したまま継続協議を認める場合があります。  |
| 2   | II期募集へ移行する場合は、確保した送電系統の暫定的な容量が取消しとなり、II期募集時に再度接続検討が必要になると思うが、その結果に応じて、改めて送電系統の暫定的な容量が確保されるという認識でよいか。 | ご認識のとおりです。  |
| 3   | 蓄電池概算額とあわせて提示される風力導入量に応じた出力制御の見通しについて、より現実的な見通しを示してもらえるのか。   | 募集要綱の別紙8にお示した出力制御の見通しと同様の考え方にに基づき、応募容量を考慮した結果をご提示させていただく予定です。   |
| 4   | 事業者としては、資金調達時期が重要となるため、工事費負担金の具体的な支払時期について想定でも構わないので教示願いたい。  | 工事費負担金は、当社が工事に着手するまでにお支払いいただきますが、I期蓄電池プロセスが完了し、系統側蓄電池の容量・工期が確定しなければ、具体的な支払時期をご提示することができません。I期蓄電池プロセス完了後に当社にて蓄電池容量を確定するための検討期間を考慮すると、工事費負担金の支払い時期については、I期蓄電池プロセスが滞りなく進行したとしても2019年4月以降になると考えております。 |
| 5   | 平成30年度中の接続契約の締結はないとの認識でよいか。  | 平成30年度中の接続契約の締結は難しいと考えています。   |
| 6   | I期対象案件は合計70万kWとマスコミ報道があったが、北海道電力が公表した数値なのか。I期対象案件の電源規模別の内訳等の情報を提示する予定はあるのか。                          | I期対象案件の合計70万kWは、当社から第15回系統ワーキンググループにおいてお示した数値です。電源規模別の内訳等の情報は、入札に係る機微な情報と考えますので、提示する予定はございません。  |
| 7   | 応募時に風力発電設備の機種を変更することは可能か。  | 風力発電設備の機種変更は可能ですが、お申込みいただいた最大受電電力の変更は認められません。最大受電電力に対し風力発電設備の定格出力合計が超過する場合、受電電力を常に最大受電電力以下となるようファームコントロール等により制御していただきます。なお、許容される超過量は風力発電設備1機(複数機ある場合はそのうちの最小出力機)の定格出力未満とさせていただきます。                |
| 8   | 応募後、意向表明書(様式6)を提出し、サイト蓄電池による連系に変更することは可能か。   | I期蓄電池プロセス応募後に、意向表明書(様式6)をご提出いただき、サイト蓄電池による出力変動緩和対策としての連系へ変更することは可能です。   |
| 9   | 意向表明書(様式6)を提出した場合、I期蓄電池プロセスの進捗状況に関係なく、サイト蓄電池による出力変動緩和対策としての連系手続きを進めてもらえるのか。                          | 意向表明書(様式6)の提出によりI期蓄電池プロセスから辞退となりますので、I期蓄電池プロセスの進捗状況に関係なく、迅速に対応させていただきます。  |

| No. | 御意見・御質問  | 回答  |
|-----|--|---|
| 10  | 工事費負担金は、工事毎に必要な時期に支払うこととなるのか。                              | 工事費負担金は、当社が工事に着手するまでに、原則一括でお支払いいただきます。  |
| 11  | 説明会資料 P41 に「負担可能上限額を超過する場合には原則辞退」とあるが、この場合、第1次保証金は返金されるのか。 | 募集要綱11ページに記載の第1次保証金の返金規定に該当する場合は返金し、該当しない場合には返金しません。例えば、再接続検討の回答における工事費負担金が、接続検討の回答における提示額(接続検討の回答に記載されている「当該設備対策費用を単独で負担することとなったケース(全額負担ケース)での工事費負担金」)を超過することを理由に辞退された場合は、返金します。このため、接続検討の回答でお示した工事費負担金以上の負担可能上限額を申告された場合、第1次保証金は返金されます。 |